

八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第2期）（素案）

～ 恵みや潤いのある“わがみずうみ”を目指して ～



平成25年10月

秋田県

目 次

はじめに	1
1 長期ビジョン	3
2 計画期間	4
3 八郎湖の水質保全に関する方針	4
(1) 計画期間内に達成すべき目標	4
(2) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋	4
4 湖沼の水質保全に資する事業	4
(1) 下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備	4
(2) 家畜排せつ物の適正管理	6
(3) 廃棄物の適正処理	6
(4) 農地対策（環境保全型農業等の推進）	6
(5) 湖沼等の浄化対策	7
5 水質の保全のための規制その他の措置	8
(1) 工場・事業場排水対策	8
(2) 生活排水対策	9
(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策	10
(4) 流出水対策	10
(5) 緑地の保全とその他湖辺の自然環境の保護	10
6 その他水質の保全のために必要な措置	11
(1) 公共用水域の水質の監視	11
(2) 調査研究等の推進	11
(3) 地域住民等に対する普及啓発と協働の取組の推進	12
(4) アオコ対策	12
(5) 関係地域計画との整合	12
(6) 事業者等に対する支援	12
(7) 計画の進捗管理	12
別添 大潟村における流出水対策推進計画（第2期）	13
(1) 流出水対策の推進に関する方針	13
(2) 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること	13
(3) 流出水対策に係る啓発に関すること	14
(4) 必要な措置に関すること	15

はじめに

八郎湖は、秋田市の北方約 20 km に位置し、八郎潟の干拓によって残存した淡水湖である。湖の面積は 47.32 km²、総容量は 132.6 百万 m³、その集水域である指定地域の面積は 894.34 km² であり、調整池、東部承水路及び西部承水路から構成される。

かつての八郎潟は、東西 12 km、南北 27 km、面積 220.24 km² の海跡汽水湖で、琵琶湖に次ぐ我が国第 2 位の面積を有していた。

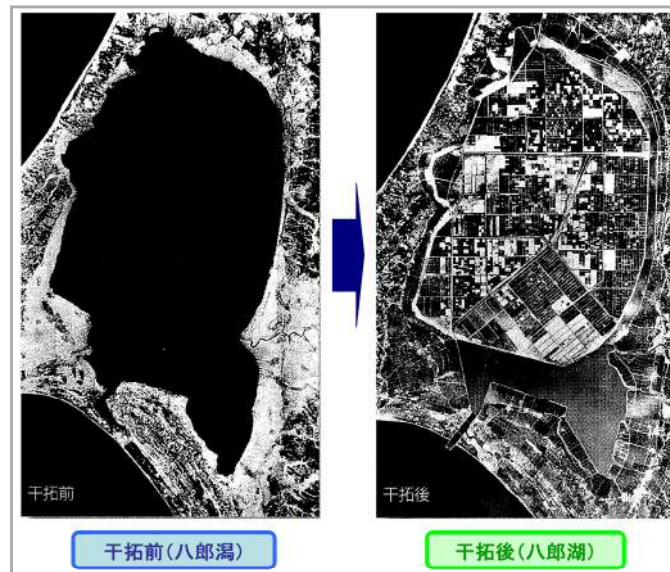
八郎潟は、水深が最深部でも 4 ~ 5 m と浅く、江戸時代から幾度も干拓が計画されたものの、財政事情などから実施に至らなかった。戦後になって食料不足を解消するため、国は、昭和 32 年に国営八郎潟干拓事業に着手し、昭和 52 年 3 月に事業は完了した。

八郎湖は、主として東部流域から流入する中小 20 あまりの河川を水源としている。干拓事業により船越水道に設置された防潮水門で日本海と遮断し淡水化され、大潟村をはじめとする隣接市町の農業用水として利用されている。湖内では、ワカサギやシラウオを主な魚種とする漁業が営まれている。

八郎湖の水質は、干拓事業が完了した以後、徐々に富栄養化が進行し、近年、アオコが大量に発生するなど、水質汚濁の問題が顕在化してきた。

このため、県では、平成 19 年 12 月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受け、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第 1 期）」を策定し、水質保全に資する各種事業を関係機関と連携して実施してきたが、図に示すように水質環境基準が確保されない状況が続いている。

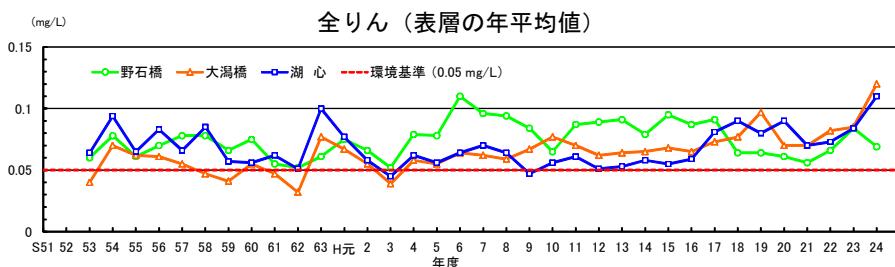
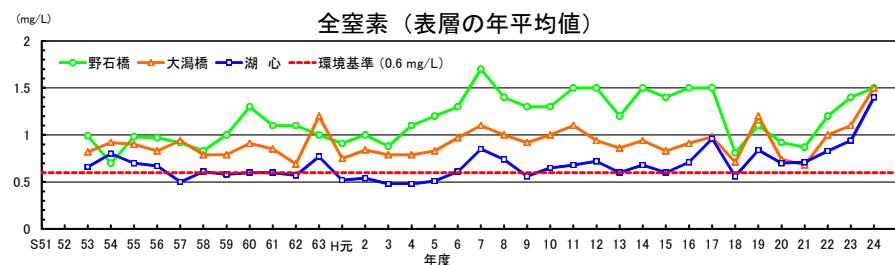
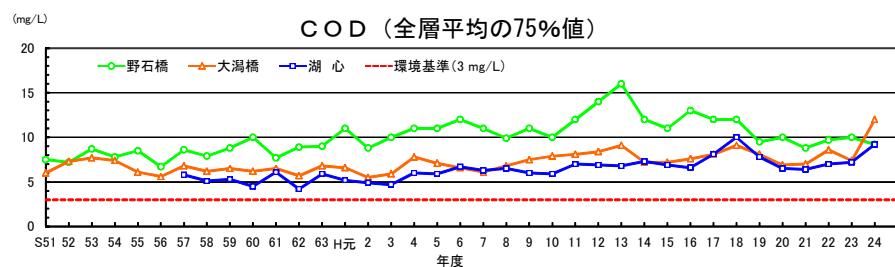
こうした状況や第 1 期計画の成果を踏まえ、県では、八郎湖の一層の水質保全を図るために、今後実施すべき水



干拓前(八郎潟)

干拓後(八郎湖)

八郎湖の水質の経年変化



質保全対策を盛り込んだ第2期計画を策定した。本計画は、第1期計画で掲げた長期ビジョン「恵みや潤いのある“わがみずうみ”」の実現に向け、多くの県民、関係機関及び関係者との緊密な協調の下、必要な水質保全対策を推進するものである。

第1期計画における水質保全対策の実施状況等

第1期計画では、下水道整備や水田からの濁水流出防止など、発生源に対する排出負荷の抑制を中心とした対策を展開した。

農業集落排水施設は、全15施設を高度処理化する計画であったが、このうち9施設については流域下水道へ接続したことにより、一層の負荷削減につながった。また、農地系負荷に係る環境保全型農業等への取組については、落水管理への取組が9割を超えるなど、目標を大きく上回る状況であり、水田からの排出負荷の削減が図られた。

八郎湖の化学的酸素要求量（COD）は、計画策定時の状況からは改善の傾向はみられたものの、平成23年度、24年度にはアオコの大量発生のため水質が悪化するなど、環境基準に比べ、依然として高い濃度レベルにある。特に平成24年度には、アオコの大量発生に起因する水質の悪化が顕著であった。

アオコについては、水質悪化の要因となっているほか、流入河川へ遡上することにより、住民へ悪臭等の被害をもたらしていることから、緊急かつ継続的な対策の実施が求められている。

<第1期計画における水質保全対策の実施状況等>

区分	対策	実施状況 (H18 → H24)
点発生源対策	下水道等の整備と接続率の向上	普及率 79.0% → 90.1% 接続率 69.2% → 75.2%
	農業集落排水処理施設の高度処理化	0施設 → 15施設（うち9施設を流域下水道へ接続）
	合併処理浄化槽の高度処理化	0基 → 269基
	工場・事業場の排水規制の強化	平成20年度 条例等制定
面発生源対策	環境保全型農業の普及促進と濁水流出防止	落水管理 0ha → 19,320ha 農法転換 363ha → 351ha 施肥の効率化 13,583ha → 17,725ha
	流出水対策地区の指定	平成20年1月 指定（大潟村全域）
	森林整備（植栽、下刈り、間伐等）	1,255ha/年 → 1,061ha/年
湖内浄化対策	方上地区自然浄化施設の整備	0ha → 4ha
	西部承水路の流動化促進	浜口機場導水量 $6.3 \text{ m}^3/\text{s}$ → $12.6 \text{ m}^3/\text{s}$
	湖岸の自然浄化機能回復（消波工の整備）	消波工延長 120m（2箇所） → 2,282m（38箇所）
	未利用魚の捕獲による窒素・リン回収と魚粉リサイクル	漁獲量 1.7t/年 → 8.1t/年
その他対策	流域住民との協働の取組支援（啓発活動、環境学習、住民活動の支援等）	
	公共用水域の水質監視	
	調査研究の推進（水質環境基準調査、アオコ発生状況調査、八郎湖研究会等）	

1 長期ビジョン

八郎湖の望ましい水環境及び流域の状況等に係る将来像として、長期ビジョンを以下のとおり掲げ、第1期計画初年度の平成19年度から概ね20年後の平成38年度を目指すことを目指す。

<八郎湖の長期ビジョン>

八郎湖の長期ビジョン

八郎湖の望ましい水環境及び流域の状況等に係る将来像を表す長期ビジョンについては、次のとおり「恵みや潤いのある“わがみずうみ”」として策定した。

多くの住民・事業者等の方々と長期ビジョンについて共有を図るとともに、その実現に向けて各種対策を推進する。

—— 恵みや潤いのある“わがみずうみ” ——

1 農業や漁業など

湖にかかる人々に持続的な恵みをもたらす

- 農業用水として安定的に安心して利用できる
- 湖の内外で継続的に漁業を営むことができる
- 湖の周辺の産業に恵みをもたらす
- 湖とかかわる全ての人々に持続的な恵みをもたらす

2 水遊びや遊漁など

子どもから大人までが潤いに包まれる

- 水遊びや遊漁など水と触れ合える湖
- 湖畔を散歩したくなるような湖
- 夕日が映える湖
- 野鳥観察ができる湖
- 安らぎや憩いの湖
- 健康で文化的な暮らしを支える湖

3 鳥や魚や植物など

多様な生き物が命を育む

- ヨシキリやオオセッカなどの野鳥が舞う
- 多様な魚たちが泳ぐ
- ヨシやアサザなどが茂り、モグが揺らぐ
- 生き物の多様性がある

2 計画期間

第2期計画の期間は、平成25年度から平成30年度までの6年間とする。

3 八郎湖の水質保全に関する方針

(1) 計画期間内に達成すべき目標

計画期間内に達成すべき目標として、C O D、全窒素、全りんについて水質目標値を定め、八郎湖の着実な水質改善を図る。

<水質目標値>

単位：mg/L

項目	水域	第1期計画(平成19年度～平成24年度)の状況			第2期計画における目標値(平成30年度)
		目標値	現況 (平成24年度)	計画期間における変動幅	
C O D (75%値)	調整池	9.4	9.2	6.4～9.2	7.3
	東部承水路		12	6.9～12	7.8
	西部承水路		9.5	8.8～10	9.3
全窒素	調整池	0.93	1.4	0.70～1.4	0.77
	東部承水路		1.5	0.68～1.5	0.77
	西部承水路		1.4	0.87～1.5	1.2
全りん	調整池	0.067	0.11	0.070～0.11	0.083
	東部承水路		0.12	0.070～0.12	0.080
	西部承水路		0.077	0.056～0.084	0.069

注) C O Dは全層平均の75%値、全窒素及び全りんは表層の年平均値である。

第2期計画における水質目標値は、八郎湖水質解析モデルの結果を踏まえて設定した。

(2) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

八郎湖に係る湖沼水質保全計画に基づく各種対策の実施と、その進行管理・実績評価、同計画の定期的な見直しを進め、着実な水質の改善を図ることにより、平成38年度を目指す。

長期ビジョンの達成に向け、下水道等の整備と接続率の向上を図るとともに、濁水の流出防止や環境保全型農業を進めることにより、農地からの排出負荷の削減を図るほか、西部承水路の流動化をはじめとする湖内の水の流動化促進、湖岸等での植生の回復や保全など総合的な対策を計画的に進める。

また、地域住民や事業者・団体等との協働による環境保全活動の取組を一層推進し、多様な生態系を育む八郎湖に、多くの県民が訪れ・遊び・学べる環境を創造する。

4 湖沼の水質の保全に資する事業

(1) 下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備

① 下水道の整備

平成24年度末において、指定地域内の行政人口は76.2千人、下水道処理人口は61.1千人であり、普及率は80.2%である。また、下水道接続人口は45.5千人で、

接続率は 74.5%である。これらの処理水は、秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）終末処理場から八郎湖流域外に放流されている。

計画期間内において、普及率を 83.6%、接続率を 86.8%まで向上させる。

<下水道整備計画>

実施主体	現状（平成 24 年度）	目標（平成 30 年度）
県・市町村	指定地域内の行政人口 76.2 千人 指定地域内の処理人口 61.1 千人 指定地域内の下水道普及率 80.2 % 指定地域内の下水道接続人口 45.5 千人 指定地域内の下水道接続率 74.5 %	指定地域内の行政人口 69.7 千人 指定地域内の処理人口 58.3 千人 指定地域内の下水道普及率 83.6 % 指定地域内の下水道接続人口 50.5 千人 指定地域内の下水道接続率 86.8 %

注) 下水道施設に接続済みの農業集落排水区域については、下水道区域人口として集計している。

② 農業集落排水施設の整備

指定地域内における農業集落排水施設は全ての整備が完了している。平成 24 年度末で 6 施設が稼働しており、全ての施設で窒素及びりんの高度処理を行っている。計画期間内においては、接続率を 73.9%まで向上させるとともに、処理施設の適正な維持管理に努め、排水基準の遵守を徹底する。

<農業集落排水施設整備計画>

実施主体	現状（平成 24 年度）	目標（平成 30 年度）
市町村	指定地域内の行政人口 76.2 千人 指定地域内の施設数 6 施設 指定地域内の処理人口 3.6 千人 指定地域内の農集普及率 4.7 % 指定地域内の農集接続人口 2.1 千人 指定地域内の農集接続率 58.7 %	指定地域内の行政人口 69.7 千人 指定地域内の施設数 6 施設 指定地域内の処理人口 3.2 千人 指定地域内の農集普及率 4.7 % 指定地域内の農集接続人口 2.4 千人 指定地域内の農集接続率 73.9 %

注) 下水道施設に接続済みの農業集落排水区域については、下水道区域人口として集計している。

③ 凝化槽等の整備

指定地域内における合併処理凝化槽の設置基数及び処理人口は、平成 24 年度末において、それぞれ 1,182 基、4.0 千人であるが、窒素の高度処理に対応している合併処理凝化槽は 269 基、0.9 千人である。

計画期間内において、処理人口を4.6千人とし、うち590基、1.9千人を高度処理に対応する合併処理浄化槽として整備する。

また、既存の単独処理浄化槽等から下水道、農業集落排水施設への接続、若しくは高度処理型合併処理浄化槽への転換を促進する。

<浄化槽整備計画>

実施主体	現状（平成24年度）	目標（平成30年度）
市町村	指定地域内の行政人口 76.2千人 指定地域内の設置基數 1,182基（269基） 指定地域内の処理人口 4.0千人（0.9千人） 指定地域内の普及率 5.2%	指定地域内の行政人口 69.7千人 指定地域内の設置基數 1,500基（590基） 指定地域内の処理人口 4.6千人（1.9千人） 指定地域内の普及率 6.6%

注) 下水道、農業集落排水の供用区域以外に設置されている合併処理浄化槽について集計したものであり、() 内は高度処理型の設置基數、処理人口を示す。

(参考) <生活排水処理整備計画>

実施主体	現状（平成24年度）	目標（平成30年度）
県、市町村	生活排水処理普及率 90.1% 生活排水処理接続率 75.2%	生活排水処理普及率 94.8% 生活排水処理接続率 87.1%

注) 上表は下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽について集計したものである。

(2) 家畜排せつ物の適正管理

指定地域内の家畜飼養農家等は、家畜排せつ物管理施設の適正な維持管理に努め、家畜排せつ物の適正な処理の徹底を図る。

(3) 廃棄物の適正処理

廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止に努めるとともに、ごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設において、廃棄物の適正な処理の徹底を図る。

(4) 農地対策（環境保全型農業等の推進）

「“水と緑に包まれた秋田の原風景”を守り継ぐ県民運動」※による組織的な取組を核とし、濁水の流出防止を進めるとともに、施肥の効率化、減農薬・減化学肥料栽培、エコファーマーの認定等の推進により環境保全型農業の普及促進を図る。

※ 「“水と緑に包まれた秋田の原風景”を守り継ぐ県民運動」とは、「農地・水保全管理支払交付金」の別称であり、県が独自に定めたものである。

<環境保全型農業等の推進>

対策	実施主体	現状（平成 24 年度）	目標（平成 30 年度）
濁水の流出防止	農家、農業団体等	落水管理 19,320 ha 無代かき栽培 304 ha 不耕起栽培 41 ha 乾田直播栽培 6 ha	落水管理 17,424 ha 無代かき栽培 2,200 ha 不耕起栽培 41 ha 乾田直播栽培 6 ha
計		19,671 ha (98 % ※)	19,671 ha (98 % ※)
施肥の効率化	農家、農業団体等	肥効調節型肥料の利用 12,456 ha 側条施肥 5,269 ha	肥効調節型肥料の利用 14,247 ha 側条施肥 5,609 ha
計		17,725 ha (88 % ※)	19,856 ha (99 % ※)
エコファーマーの認定	県	エコファーマー認定数 739 人 (H22 実績)	エコファーマー認定数 1,500 人

注) 慣行栽培に比べ、落水管理で COD が 15 %、無代かき栽培で COD が 44 % 削減される。

(※) 内は、指定地域内の水稻作付面積 20,125ha (H24) に対する割合である。

(5) 湖沼等の浄化対策

① 方上地区における自然浄化施設等の活用

ヨシ等による自然浄化施設の有効活用を図るとともに、地区内の高濃度のりんを含む地下水からりんを回収する実証試験を行い、その結果を踏まえた施設を整備し、中央干拓地からの排水の水質浄化を図る。

<方上地区自然浄化施設等の活用>

実施主体	現状（平成 24 年度）	目標（平成 30 年度）
県	自然浄化施設 (植生を利用した浄化施設)	自然浄化施設等 (植生、回収資材を利用した浄化施設)

② 西部承水路の流動化促進

東部承水路の良好な水を浜口機場から西部承水路に導水し、西部承水路の流動化を促進することにより、水質改善を図る。

<西部承水路の流動化促進>

実施主体	現状（平成 24 年度）	目標（平成 30 年度）
県	東部承水路から西部承水路への導水量 最大 12.6 m ³ /s	東部承水路から西部承水路への導水量 最大 12.6 m ³ /s

③ シジミ等による水質浄化

ヤマトシジミやセタシジミ等の生息・生育条件の調査研究を行うとともに、シジミ等による水質浄化対策について実証規模での検証を行い、増殖方法の検討や稚貝の放流等を実施する。

<シジミ等による水質浄化>

実施主体	現状（平成 24 年度）	目標（平成 30 年度）
県	未実施	実施

④ 湖岸の自然浄化機能の回復

第 1 期計画期間で造成した 2.3 km の湖岸植生帯（消波工 38 箇所）の適切な維持管理を実施することにより植生を回復させ、汚濁負荷量の削減と生態系の保全を図る。また、植生の回復、維持管理や生態系の保全などを地域住民と協働して行うことにより、地域住民の水質改善に向けた意識啓発を図る。

<消波工における植生の回復>

実施主体	現状（平成 24 年度）	目標（平成 30 年度）
県、住民等	3 箇所	19 箇所

⑤ 未利用魚等の捕獲による窒素、りんの回収

ブラックバスをはじめとする外来魚や、コイ、フナなどの未利用魚を捕獲することにより、窒素、りんの回収を図る。

併せて、これらの未利用魚を魚粉肥料にして、環境保全型農業を推進する。

<未利用魚等の捕獲による窒素、りんの回収>

実施主体	現状（平成 24 年度）	目標（平成 30 年度）
県、住民等	捕獲量 8.1 t /年	捕獲量 20 t /年

5 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制

水質汚濁防止法の特定事業場及び湖沼水質保全特別措置法のみなし指定地域特定施設を設置する事業場に対し、C O D、窒素含有量及びりん含有量に係る上乗せ排水基準を適用しており、立入検査等により排水基準の遵守について徹底を図る。

<八郎湖流域に係る上乗せ排水基準>

特定事業場等	日平均排水量	C O D	窒素含有量	りん含有量
新設・既設	30 m ³ /日以上	30 mg/L	20 mg/L	2 mg/L

注) 秋田県公害防止条例で定める業種では、八郎湖へ直接排水をする特定事業場に対し、排水量の多少にかかわらず COD 30 mg/L を適用している。

② 汚濁負荷量規制

湖沼水質保全特別措置法に基づき、日平均排水量が 50 m³以上である湖沼特定事業場に対し、C O D、窒素含有量、りん含有量について、汚濁負荷量の規制基準を適用しており、立入検査等により汚濁負荷量規制基準の遵守について徹底を図る。

③ 小規模・未規制事業場に対する指導、助言

水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び秋田県公害防止条例の規制対象外となる工場・事業場について、必要に応じ汚水又は廃液の処理方法の改善等の指導を行う。

また、下水道及び農業集落排水施設の供用区域内の工場・事業場に対し、下水道等への接続を促す。

(2) 生活排水対策

① 下水道等への接続促進

下水道及び農業集落排水施設の供用区域内の地域住民に対し、生活排水を下水道等に接続するよう、啓発、指導等の徹底に努める。

② 净化槽の適正な設置及び管理

浄化槽について、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置や浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査等による適正な管理の徹底を図る。

③ 各家庭における生活雑排水対策

各家庭の台所等から排出される生活雑排水による汚濁負荷を低減するため、パンフレット等の配布や研修会の開催等により、生活排水対策の推進に係る普及啓発を図る。

(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策

① 畜舎の管理の適正化

湖沼水質保全特別措置法施行令第 6 条に基づく指定施設及び同施行令第 10 条に基づく準用指定施設に対し、条例で定める畜舎の構造及び使用の方法に関する基準の遵守について徹底を図る。

また、これらの規制の対象外となる畜舎について、必要に応じ、施設の改善、適正管理等の指導を行う。

② 家畜排せつ物の適正管理の促進

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物の管理の方法に関する基準に沿った適正な管理を指導する。不適切な事業者に対しては、指導、助言等を行う。

(4) 流出水対策

① 農地対策

「水と緑に包まれた秋田の原風景」^{ふるさと}を守り継ぐ県民運動による組織的な取組を核とし、濁水の流出防止を進める。また、施肥の効率化、減農薬・減化学肥料栽培、エコファーマーの認定等の推進により環境保全型農業の普及促進を図る。

注) 詳細は、「4 湖沼の水質の保全に資する事業」に記載している。

② 流出水対策地区における重点的な対策の実施

湖沼水質保全特別措置法第25条の規定に基づき、平成20年に大潟村全域を流出水対策地区に指定し、流出水対策推進計画を定めていることから、同計画に基づき流出水対策の実施を継続する。

注) 大潟村における流出水対策推進計画は別添に示すとおりである。

<流出水対策地区>

流出水対策地区	大潟村全域
---------	-------

③ 市街地対策

地域住民等と協力し、八郎湖クリーンアップ作戦や町内会の一斉清掃等の実施により、市街地からの汚濁負荷の流出抑制を図る。

(5) 緑地の保全とその他湖辺の自然環境の保護

① 緑地の保全

自然環境保全法、自然公園法、森林法、都市計画法、都市緑地法、河川法等の法令や関係諸制度の的確な運用を通じ、水質の保全に資するよう指定地域内の森林等の緑地保全に努める。

② 湖辺の自然環境の保護

水質改善に資する植物などの湖辺の自然環境の保護に当たっては、河川管理者、地域住民等と協力し、適切な保護を図る。

③ 森林の整備

森林の持つ水源かん養機能や水質浄化機能等を高度に發揮させるため、植栽、下刈、間伐等の森林整備を着実に推進することにより、濁水の緩和など良好な河川水の安定的な供給を図る。

<森林の整備>

実施主体	現状（平成 24 年度）	目標（平成 30 年度）
国、県、市町村、森林組合、森林所有者等	1,061 ha/年	1,545 ha/年

注) 森林の整備面積は、国有林と民有林の合計面積である。

6 その他水質の保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の水質の監視

① 公共用水域の水質測定

指定地域内の公共用水域の水質状況を的確に把握するため、定期的な水質の監視、測定を実施する。また、新たに環境基準への追加が検討されている下層DO（溶存酸素）、透明度、TOC（全有機炭素）等の水質項目について、把握に努める。

② 行政と地域住民等の協働による監視

地域住民等と協働し、簡易な水質測定や水生生物調査等、わかりやすい補助指標による身近な水環境の把握に努め、地域の水環境悪化を未然に防止する。

(2) 調査研究等の推進

① 汚濁メカニズムの研究等

八郎湖の水質汚濁メカニズムは、複雑多岐で十分に解明されていない分野が多いことから、流入河川や農地排水による汚濁機構、湖内の生態系による内部生産、湖内水の流況や底泥からの汚濁物質の溶出抑制、難分解性有機物の影響、農地排水の浄化対策に関する調査研究等を進める。

② 水質汚濁対策等の調査研究体制の整備

水質汚濁メカニズムの研究や水質浄化対策技術の調査研究を推進するため、産学官の学識経験者や有識者等の連携による調査研究体制を整備する。また、湖沼水質保全計画に盛り込んだ対策の効果的な実施手法の検討や効果の検証等、民間企業、大学、試験研究機関の研究者及び行政担当者からなる意見交換の場を設ける。

③ 南部排水機場からの濁水拡散防止対策等の検討

代かき期における南部排水機場からの濁水は、調整池内に拡散し、水質を悪化させることから、効果の高い濁水の拡散防止対策を検討する。

また、9月以降の非かんがい期における調整池水位の低下による水質改善効果についても検討し、その効果が高いと認められる場合には、対策を速やかに実施する。

④ 農地排水負荷量の新たな削減対策の検討

中央干拓地における中央幹線排水路及び一級幹線排水路等や周辺干拓地を含む干拓農地からの排出負荷量の新たな削減対策について、国による調査事業との一層の連携を図り、国営事業等による実施を検討・要望する。

⑤ 大久保湾の水の流動化の検討

大久保湾（調整池南東部）は、周辺干拓地及び流域農地での農業用水の循環利用が著しく、水も停滞しやすいことから、現況施設を利用した水の流動化を試験的に実施するとともに、既設の農業水利施設の保全合理化等による水の流動化の方策について検討する。

(3) 地域住民等に対する普及啓発と協働の取組の推進

① 情報発信

水質保全対策を推進するため、八郎湖及び流入河川の水質、本計画に基づく対策の進捗状況、各研究機関における研究成果、環境保全に取り組む団体の活動状況等について情報を収集・整理し、県及び市町村の広報誌やインターネット等を活用し積極的な発信を行う。

② 啓発活動・環境学習の実施

小学生による水生生物調査や出前授業等の環境学習に取り組むとともに、住民活動の実施に向けた人材育成や機運の醸成のためのフォーラムなどを開催する等、幅広い年代が八郎湖を感じる機会を提供し、長期ビジョンの共有に一層努めるとともに、多方面の知恵を結集し、地域住民等の意識啓発を図る。

③ 地域住民等との協働の取組の推進

平成15年度から、八郎湖の再生に向けた住民主体の協働ネットワーク組織を目指し実施している「環八郎湖・水の郷創出プロジェクト」（シンポジウム、出前授業、湖岸の自然再生、活動支援等）を核に、広域の知恵を結集し、総合的なネットワークの形成と住民主体の多様な協働の取組を推進する。

(4) アオコ対策

八郎湖及び流入河川において、アオコが大量発生し、住民への悪臭等の被害が生じていることから、県と市町村の連携によるアオコの発生状況等の監視体制を強化するとともに、河川への遡上防止フェンス設置や放水等によるアオコの沈降などの対策を実施する。

(5) 関係地域計画との整合

本計画の実施に当たっては、指定地域内の開発に係る諸計画に配慮し、整合性の確保を図る。また、八郎湖の水質保全に関する諸計画及び諸制度等の運用や実施にあたっては、本計画の推進に資するよう配慮する。

(6) 事業者等に対する支援

政府系金融機関の融資制度とともに、県及び市町村の融資制度等の活用により、事業者による汚水処理施設等の整備を推進する。

(7) 計画の進捗管理

本計画の水質保全対策を着実に実施するため、県及び市町村で組織する「八郎湖水質対策連絡協議会」等において、毎年度、計画の進捗管理を行い、その結果を県公式ウェブサイト等で公表する。

大潟村における流出水対策推進計画（第2期）（素案）

（1）流出水対策の推進に関する方針

大潟村では、水田の作付けが広範囲で行われており、排出負荷量は、水田によるものが最も大きい割合を占めている。

一方で、大潟村は、全国でも有数の環境保全型農業の先進地であり、農業者は水質改善に対して意欲的であり、これまでも、水田からの濁水流出防止等の取組等により負荷削減が図られてきた。

このような取組にもかかわらず、依然として八郎湖の水質は環境基準に達していないほか、天候の影響等によりアオコの被害も発生しており、引き続き総合的な対策を実施していく必要がある。

大潟村を対象とした流出水対策推進計画（第2期）に基づき、関係機関や住民と一緒に水質改善に取り組み、八郎湖流域における取組のモデルケースとして周辺市町村へ波及させる。

（2）流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

流出水の水質を改善するために以下の対策を講じる。

<大潟村において講じる対策>

①環境保全型農業等の推進

対 策	実施主体	実施期間	実施場所	目 標 平成30年度
濁水の流出防止				
代かき時を主体とした落水管理の強化				H24 9, 200ha
無代かき栽培				H30 7, 955ha
不耕起栽培	農 業 者	平成25年度～ 平成30年度	大潟村全域	H24 304ha
乾田直播栽培	農業団体			H30 2, 000ha
				H24 41ha
				H30 41ha
				H24 4ha
				H30 4ha
				H24計 9, 549ha
				H30計 10, 000ha
施肥の効率化				
肥効調節型肥料・側条施肥の導入				H24 9, 857ha
				H30 9, 857ha
エコファーマーの認定	県	平成25年度～ 平成30年度	大潟村	H24 461人 H30 500人
土壤診断の実施	J A 大潟村	平成25年度～ 平成27年度	大潟村全域	200箇所

②方上地区における自然浄化施設等の活用

対 策	実施主体	実施期間	実施場所	目 標 平成30年度
方上地区における自然浄化施設等の活用	県等	平成25年度～ 平成30年度	方上地区	自然浄化施設等 (植生、回収資材を利用した浄化施設)

③住民主体の水質保全活動の推進

対 策	実施主体	実施期間	実施場所	目 標 平成30年度
節水かんがいの実施	大潟土地改良区 大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	平成25年度～平成28年度	大潟村全域	実 施
「田んぼダム」の実践	大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	平成25年度～平成28年度	大潟村全域	実 施
幹線排水路での外来魚捕獲と魚粉化	大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	平成25年度～平成28年度	幹線排水路	4～12月
木炭を利用した水質浄化	大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	平成25年度～平成28年度	幹線排水路 西部承水路	8箇所 1箇所
水質浄化実証試験の実施	大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	平成25年度～平成28年度	幹線排水路	1箇所
ビオトープの適正管理	大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	平成25年度～平成28年度	みゆき橋付近	1箇所
景観形成のための植栽の実施	大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	平成25年度～平成28年度	大潟富士付近 経緯度交差点	2箇所
水源かん養林の保全	大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	平成25年度～平成28年度	馬場目川上流域	実 施
遊休農地等の発生状況の把握のための巡回	大潟村農業委員会 大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	通年	大潟村全域	実 施
畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	平成25年度～平成28年度	大潟村全域	6～11月
農道の路肩・法面の草刈り、砂利の補充	大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会	平成25年度～平成28年度	大潟村全域	草刈り：年2回 砂利の補充：年1回
用排水路の適正管理 (清掃・補修・除草)	大潟土地改良区 農業者	平成25年度～平成30年度	幹線用水路 小用水路 支線排水路 小排水路	94km/年 450km/年 109km/年 521km/年

(3) 流出水対策に係る啓発にすること

①県は、説明会を開催し、地区の取組目標、対策等について説明するとともに、対策実施のための啓発に努める。

②関係団体の取組

取 組 内 容	実 施 時 期	実 施 主 体
広報誌の発行・ホームページによる活動内容の紹介	随 時	大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会
水田からの濁水流出防止に係る啓発活動の実施	随 時	
活動PRパンフレットの作成	随 時	

(4) 必要な措置に関するここと

①対策効果の把握

県は、対策効果の発現状況を把握するために、以下の水質等の測定、監視を実施する。

<対策効果の把握>

分析項目	実施時期、頻度	場所
水質 C O D、全窒素、全りん、 S S	毎月 1 回実施する。	中央干拓地からの排水 が集中する北部排水機場及び南部排水機場

②各種の支援措置

対策の促進と地域住民の負担軽減を図るため、「農地・水保全管理支払交付金」や「環境保全型農業直接支払交付金」等と連携して進めるほか、地域主導の継続的な取組となるよう、住民組織等との連携強化に努める。

<流出水対策地区（大潟村）>

